

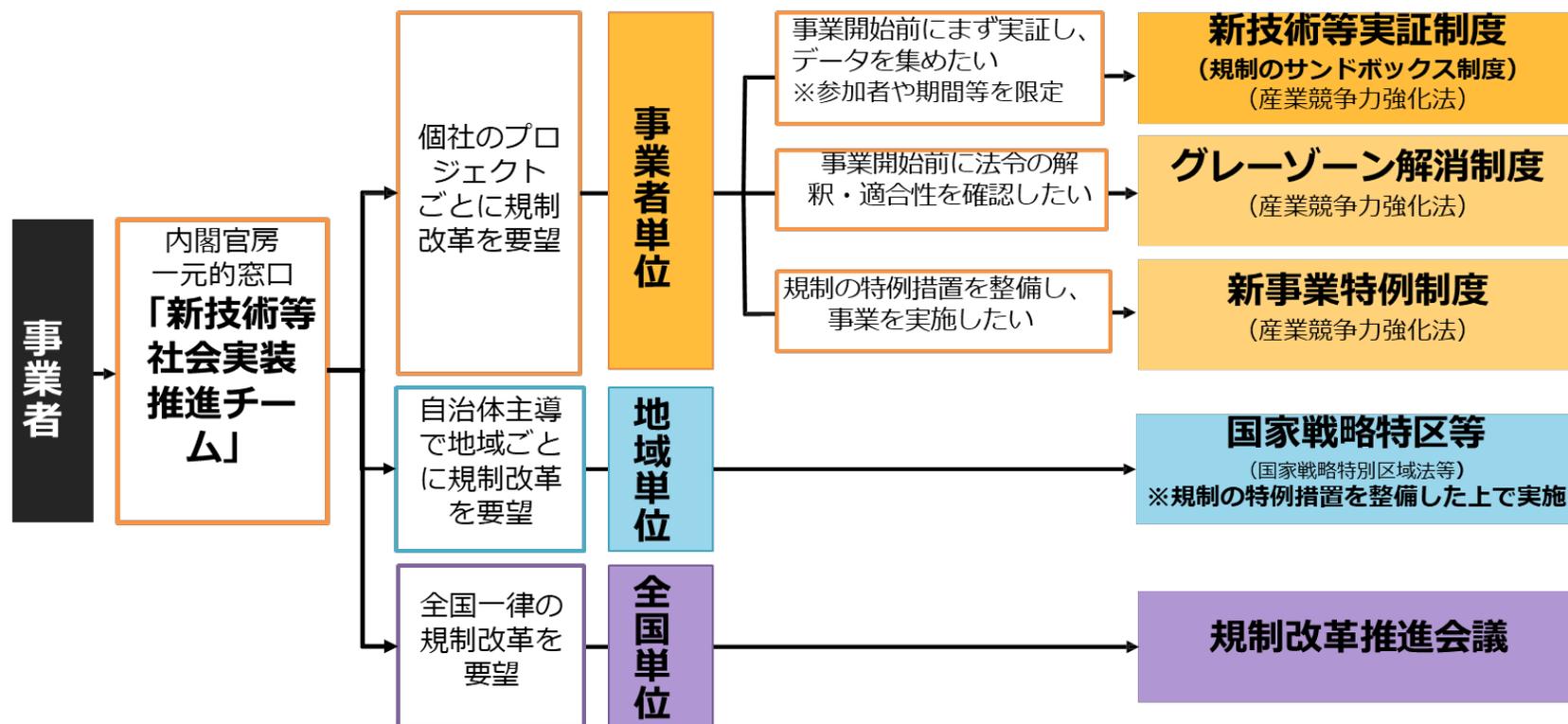
第3回スタートアップ・投資WG 事務局説明資料



内閣府 規制改革推進室
令和5年12月12日

規制改革関連諸制度の現状

- 現行の諸規制や制度を時代の変化、技術の進展に対応してアップデートしていくという共通の目的の下、関連諸制度（※）についての趣旨・目的の相違を踏まえ、担当省庁が相互に連携しながら取り組む必要がある。
※ 規制改革・行政改革ホットライン、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度及びサンドボックス制度、ノーアクションレター等の制度が存在。
- 現状は、ユーザー目線では、規制改革関連制度間の役割分担が不明確であり、利用者はいずれの制度を選択することが最適か判断できないとの声がある（特区－サンドボックス制度－新事業特例制度、グレーゾーン解消制度など）。
- また、規制改革関連制度それぞれを利用した具体的な改革事項の進捗について、（HP等で一定の公開がなされているものもあるが）分かりにくいのと指摘。



<グレーゾーン解消制度について>

(グレーゾーン解消制度等に対する再審議の機会確保)

- グレーゾーン解消制度やノーアクションレター制度は、申請者が既得権を守るための「悪用」が行われる懸念があるとの指摘がある。一方で、申請者以外の利害関係者にとっては、各省庁に散在する回答を迅速に認知することが容易ではなく、また、当該内容について異議を申し立てる機会もない。各省庁の回答内容を容易に把握可能とするとともに、AI契約書レビューにおける取組のように、規制改革推進会議で当該回答内容についての専門的見地から再審議を行う機会を作るべき。

(グレーゾーン解消制度等の回答遅延)

- グレーゾーン解消制度について標準的の回答期間が設定されているが(※)、現実には、回答が長期にわたってなされない案件が存在。特に、(回答期間に算入されない) 事前相談 (対経産省、対規制所管省庁) に時間を要する。検討状況の「見える化」を行う必要があるのではないかと。

※ 規制改革ホットラインでは検討要請から2週間、グレーゾーン解消制度、新事業特例制度においては、照会・申請等を受けてから原則1ヶ月以内に回答等を行うこととされている。

<諸制度間の連携について>

- 具体的な改革事項について、規制改革推進会議、新技術等実証制度 (サンドボックス)、新事業特例、各種特区、デジタル庁の連携は不十分との指摘がある。例えば、医薬品販売規制について、規制改革推進会議、国家戦略特区、サンドボックスそれぞれがバラバラに規制所管省庁や事業者を巻き込み検討しているとの指摘がある。
- サンドボックス・新事業特例、各種特区のいずれの制度も、特定の事業者、特定の場所で行うことが最終目的ではなく、全国一律の規制改革を行うことが最終目的のはず。現実には、全国一律の規制改革に結びついた事項は僅かではないか。
- 逆に、規制改革推進会議などにおける議論の中で、実証的に検討を行う必要が生じた場合、特区やサンドボックスなど他の制度の利用が有用であるがタスクアウトする仕組みが存在しないのではないかと (制度利用者がそれぞれの事務局にイチから説明する現状)

規制改革実施計画における対応

- こういった国民や事業者の声を受け、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）では、関係副大臣で構成される規制改革関係府省庁連絡会議を開催（毎年中央に会議を開催）。また、四半期に一度の頻度で課長級で構成される幹事会を開催することで、規制改革の今後の進め方や、関連制度間の情報共有を実施（参考1）。

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省庁
規制改革関連制度の連携	a 規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める。連携に当たっては、特に、好事例の横展開・情報共有や、国民・事業者にとってわかりやすく使いやすい要望受付窓口の整備を一層推進することにより、規制改革プロセスの迅速化、検討項目等の重複排除による効率化、利用者側の利便性向上や負担軽減、各規制改革制度の利用促進などに取り組み、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する。	a：令和4年度措置	a：内閣官房 内閣府 デジタル庁 経済産業省

- 「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）では、グレーゾーン解消制度の「悪用」が行われるリスクを踏まえ、その運用の改善に向けて、経済産業省と内閣府（規制改革推進会議）とで連携を図ることを決定。

また、規制改革関連制度間の乱立によって情報が分散化し、利用者にとって制度の選択が困難になっている現状に対し、制度間の更なる連携を図るほか、必要に応じて、規制所管省庁の対応状況を整理し、定期的に公表を行うなど、統一的な進捗管理を行うこととされたところ（規制改革・行政改革ホットラインにおける取組は参考2）。

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省庁
新事業活動を後押しするためのグレーゾーン解消制度の運用の改善	経済産業省は、グレーゾーン解消制度は、産業競争力強化の観点から、新事業活動を実施しようとする事業者が規制の適用の有無及び解釈を明確化し、委縮せずチャレンジできるための制度であることに鑑み新事業活動を後押しできるよう、同制度の活用を委縮させることのないように留意しつつ、既存事業者に対する同制度の運用及び回答による副次的な影響への対応について検討を行い、内閣府との連携も含め、必要な措置を講ずる。	引き続き検討、令和5年結論・措置	内閣府 経済産業省
規制改革関連制度の連携の強化	規制改革関係府省庁は、規制改革関連制度の利用者の利便性向上のため、更なる連携の強化を検討するとともに、これらの制度に係る手続の迅速化を図るため、必要に応じて、規制所管省庁の対応状況を整理し、定期的に公表を行うなど、統一的な進捗管理を行う。	令和5年措置	内閣官房 内閣府 デジタル庁 経済産業省

1. グレーゾーン解消制度の改善

- グレーゾーン解消制度については、申請者があえて規制の適用を受けるとの回答を引き出そうとするなど「悪用」が行われるリスクが潜在的に存在することを踏まえ、主務（事業所管及び規制所管）省庁は、回答案については事前に規制改革推進会議に報告することとしてはどうか（報告の方法については要検討）。
- なお、規制改革推進会議は必要に応じて、主務省庁の回答案について審議を行った上、回答案について意見を行うものとし、ノーアクションレター※についても同様の取り扱いを検討してはどうか。
 - ※ 平成13年3月27日閣議決定に基づく。グレーゾーン解消制度と同様、事業の適法性を事前に確認する制度であるが、照会可能な法令が予め規定されている点、事業所管省庁ではなく規制所管府省庁に照会する必要がある点が異なる。
- 規制改革推進会議HP等において、各省庁の回答内容を一元的に把握可能とする。

（グレーゾーン解消制度等の検討状況の可視化）

- グレーゾーン解消制度について回答期間が設定されているが(※)、現実には、(回答期間に算入されない) 事前相談の段階で調整に長期を要するものが散見される。
- 経済産業省において、規制所管府省庁ごとの対応状況について整理を行った上、必要に応じて、規制改革推進会議に報告する（併せて、経済産業省等のHPに規制所管府省庁の検討状況（事前相談の対応状況、回答済みの件数等）を掲載することで、検討状況を可視化する具体的仕組みを検討する。）。なお、規制改革推進会議は、必要に応じて回答の遅延状況について規制所管省庁からヒアリングすることとしてはどうか。
 - ※ 規制改革ホットラインでは検討要請から2週間、グレーゾーン解消制度、新事業特例においては、照会・申請等を受けてから原則1ヶ月以内に回答等を行うこととされている。

2. 特区制度等の全国展開

- 特区（国家戦略特区、構造改革特区等）案件について、規制改革実施計画のフォローアップ等を通じて規制改革推進会議に実施状況を報告するとともに、国家戦略特区諮問会議及び国家戦略特区ワーキンググループや、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の枠組みの下で、規制改革推進会議との連携を図りつつ、必要な審議を行った上で、速やかな全国展開を確保することとしてはどうか。
- 新事業特例制度による特例措置及び規制のサンドボックスを利用した新規案件について、特例措置から1年後※を目途に実施状況について規制改革推進会議で報告を受け、必要な審議を行った上で、速やかな一般化・全国展開を確保することとしてはどうか。
※ 必要に応じて、1年を経過しない段階でも全国展開の可能性を検討する。

3. 岩盤規制に関するサンドボックス、特区制度を利用した試行

- 規制改革推進会議における議論の状況について、サンドボックス制度及び特区制度の両事務局に随時報告した上、特に、重複する案件がある場合などには、緊密に情報連携する特に、議論が難航している事項について、必要に応じて、要望者に対し、特区やサンドボックスの利用可能性について情報を提供することとしてはどうか。

(参考1) 規制改革関係府省庁連絡会議の開催実績

○ 規制改革関連制度間の連携を強化し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築するため、関係副大臣によって構成される規制改革関係府省庁連絡会議を開催。また、関係府省庁の課室長級から構成される幹事会も開催。

※ 議長：内閣府特命担当大臣（規制改革）を補佐する内閣府副大臣

構成員：新しい資本主義に関する事務の調整を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）を補佐する内閣府副大臣、デジタル副大臣及び経済産業副大臣

<規制改革関係府省庁連絡会議（副大臣級会議）>

	日時	主な議題
第1回会議	令和4年5月31日	規制改革実施計画（案）について
第2回会議	令和5年6月6日	規制改革実施計画（案）について

<規制改革関係府省庁連絡会議幹事会（課長級会議）>

	日時	主な議題
第1回幹事会	令和4年9月6日	規制改革推進の今後の進め方、スケジュールの共有
第2回幹事会	令和5年2月1日	規制改革実施計画策定に向けた当面のスケジュールについて 規制改革関係府省庁の取組について
第3回幹事会	令和5年5月12日	規制改革実施計画策定に向けた当面のスケジュールについて 規制改革関係府省庁の取組について
第4回幹事会	令和5年11月1日	規制改革推進会議の当面の検討事項について 規制改革関係府省庁の取組について

(参考2) 規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）における取組 （取組状況の「見える化」の効果について）

- 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」（以下「ホットライン」という。）では、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案を受付。
- ホットラインのうち、規制改革部分については、各府省庁に対して、提案事項に対する検討要請から原則2週間での回答を求めているが、令和4年7月時点で、617件の未回答が存在（2年を超える未回答項目も存在）。
 - ※ 組織再編の影響等もあり、多い省庁では、215件の未回答が存在（規制改革推進室においても、新型コロナウイルス感染症への対応により、回答の確認作業が滞っていた点にも留意が必要。）。
- これらの未回答項目について、規制改革推進室から各府省庁に対して、個別に回答の督促を進めたところ、令和5年2月末時点で206件まで未回答項目が減少。しかし、引き続き回答が行われない項目が多く存在したため、各府省庁ごとの回答状況を整理し、規制改革関係府省庁連絡会議幹事会で報告・対応を相談した上、規制改革実施計画の策定に向けた各府省庁説明会の場を用いて状況を明らかにするなど、府省庁間の取組状況の可視化を実施。
- 可視化により、各府省庁の取組状況が明らかになったことから、各府省庁の自発的な回答提出が進み、本日（令和5年12月12日）時点で、令和2～4年度に寄せられた提案事項は、ほぼ（※）全件回答済み。
 - ※ 事実関係の確認に時間を要した3件が引き続き回答待ちの状況ではあるが、いずれも回答提出のめどが立っている状況。

<未回答件数の推移（令和2年度～令和4年度受付分）>

	R4.7.11時点	R5.2.28時点	R5.4.18時点	R5.9.19時点	R5.12.12時点
未回答件数	617	206	81	6	3

（注1）令和2年度～令和4年度は、規制改革部分で合計2,874件の提案を受け付けている。

（注2）令和4年7月以降、各府省庁に個別の督促を実施。また、令和5年3月に可視化を実施した上、令和5年4月に各府省庁に提示。